別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表二**　大田市温泉津伝統的建造物群保存地区関係］

| 種別 | 員数 | 所在地 |
|---|---|---|
| 建築物 | 一棟 | 大田市温泉津町温泉津ロ一五一―二、一五一―三 |
| 主屋 | | |

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表三**　篠山市篠山伝統的建造物群保存地区関係］

| 種別 | 員数 | 所在地 |
|---|---|---|
| 建築物 | 一棟 | 篠山市西新町一〇一―二 |
| 土蔵 | 一棟 | 篠山市西新町一一六―二 |
| 主屋 | | |

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表四**　日田市豆田町伝統的建造物群保存地区関係］

| 種別 | 員数 | 所在地 |
|---|---|---|
| 建築物 | 一棟 | 日田市豆田町一七八 |
| 付属屋 | | |

**○文部科学省告示第五十四号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十八年文部科学省告示第九十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表二**　伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区関係］

| 種別 | 員数 | 所在地 |
|---|---|---|
| 建築物 | 一棟 | 伊根町字亀島八六五番地 |
| 舟屋 | 一棟 | 伊根町字亀島八五九番地 |
| 主屋 | | |

**○文部科学省告示第五十五号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第七十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

［**別表二**　塩尻市木曽平沢伝統的建造物群保存地区関係］

| 種別 | 員数 | 所在地 |
|---|---|---|
| 建築物 | 一棟 | 塩尻市大字木曽平沢一八〇二―三 |
| 主屋 | 一棟 | 塩尻市大字木曽平沢一七七六―六イ一 |
| 塗蔵 | | |

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表三**　宇陀市松山伝統的建造物群保存地区関係］

| 種別 | 員数 | 所在地 |
|---|---|---|
| 建築物 | 一棟 | 宇陀市大字陀区上中二〇三五 |
| 主屋 | | |

別表三中、次の表の上欄に掲げるものを下欄のように改める。

［**別表三**　宇陀市松山伝統的建造物群保存地区関係］

| 上欄 | | | 下欄 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 種別 | 員数 | 所在地 | 種別 | 員数 | 所在地 |
| 建築物 | 一棟 | 宇陀市大字宇陀区上新一八九五番地 | 建築物 | 一棟 | 宇陀市大字宇陀区上新一八九五 |
| 主屋 | | | 主屋 | | |

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表四**　鹿島市浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区関係］

| 種別 | 員数 | 所在地 |
|---|---|---|
| 建築物 | 一棟 | 鹿島市浜町字多々良川甲四二九一―八 |
| 主屋 | 一棟 | 鹿島市浜町字多々良川甲四三二六 |
| 主屋 | 一棟 | 鹿島市浜町字庄津甲四三五六―五 |
| 工作物 | 一構 | 鹿島市浜町字多々良川甲四二九一―七、四二九一―八、四二九一―一一 |
| 土塀 | | |

別表五に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表五**　鹿島市浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区関係］

| 種別 | 員数 | 所在地 |
|---|---|---|
| 建築物 | 一棟 | 鹿島市古枝字寺角甲九二 |
| 主屋 | | |

**○文部科学省告示第五十六号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十年文部科学省告示第七十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明